

『学校生活』

1. 登校・下校

- (1) 「おはよう読書・学習」の開始時刻（8時40分）までに登校し教室内に着席していること。
- (2) 登校後の外出は認めない。やむを得ず外出する場合は、担任を通して生徒指導部に申し出て、生徒手帳に外出許可印をもらって外出すること。
- (3) 下校時刻は午後5時とする。
ただし、部活動においては、次の時間まで活動を認める。
3月～9月 午後6時30分まで
10月～2月 午後6時まで

2. 欠席、遅刻、早退等について

- (1) 事前に分かっている場合は、予め担任に申し出る。
- (2) 急な病気、事故等で欠席、遅刻をする場合は、その旨を保護者が担任へ8時30分までにClassi（学習支援ツール）で連絡し、それ以降は電話で連絡する。
- (3) 始業時刻以降に登校した場合は、職員室で遅刻確認カードを受け取り教室へ入る。
- (4) 登校後早退の必要が生じた場合は、早退手続カードに必要事項を記入の上、担任の押印をうけてから下校する。（病気早退の場合は養護教諭を通して担任に申し出る）
なお、帰宅後は、保護者から到着した旨の電話連絡をする。
- (5) 病気欠席が長期（一週間以上）におよぶ場合は、医師の診断書を担任に提出する。
- (6) 次の場合は忌引として扱う。
 - ア. 父母（1親等）の死亡（7日以内）
 - イ. 祖父母、兄弟姉妹（2親等）の死亡（3日以内）
 - ウ. その他の3親等の親族の死亡（1日以内）なお、日数は土日を含まず、遠隔地に行く場合はその日数を加えることができる。

3. 課業

- (1) 常に予習復習を怠らず真剣な態度で授業をうける。
- (2) 授業を妨げる行為は一切許さない。
- (3) 考査は各期の学習の成果をみるものである。しっかり勉強をして受ける。

4. 制服関係

- (1) 服装
 - ア. 本校指定の学生服、または、スーツ（紺系統の無地で、襟付シャツは白の単色、ネクタイ着用時は紺系統の地味なもの）を着用し、バッジを指定する位置につける。
 - イ. 半袖ポロシャツを着用する場合は、白・黒・紺・グレーの単色（ワンポイントは可）

のものとする。

ウ. 本校指定の体育服を着用する場合は、式典以外の日とする。

(2) 履物

ア. 上履

校内では指定のスリッパを使用する。

ただし、体育館では指定の運動靴を使用する。

イ. 下履

ひも付きの運動靴または、黒、茶の短革靴とする。

ウ. 靴下

制服にあう単色（ワンポイントは可）で地味なものとする。

① ルーズソックスは不可とする。

② ストッキング類は黒、またはベージュとする。

(3) 防寒具

登下校時に限り、(1)の上に着用することができる。

ア. カーディガンは、黒、紺・グレーの単色（ワンポイントは可）とし、校舎内においても使用することができる。

イ. 膝かけの使用は、教室内のみ使用することができる。（考査時は、使用不可）

(4) 頭髪

高校生らしい、さわやかな髪型であること。（パーマ、染色等の頭髪加工は認めない）
奇抜で特殊な髪型にしない。髪留めについては、地味な色とする。

(5) その他

ア. 化粧、装身具、ピアス等は使用しない。

イ. 体育時の服装は本校指定のものとする。

ウ. ここに記載のないものについては、個別に協議する。

5. 自転車通学者諸注意

(1) 自転車通学を希望する者は、自転車通学許可願を生徒指導部へ提出し、以下の諸注意を守ること。

ア. 常に道路交通法ならびに愛知県条例を厳守すること。

特に、① 二人乗りをしない。

② 自転車通行区分帯を通る。区分帯がない場合には左端を通る。

③ 並列走行をしない。

④ 見とおしの悪いところ、また一時停止の標識のあるところでは、必ず一時停止をする。

⑤ 雨天時はカッパを着用し、傘さし運転はしない。

⑥ 走行中の携帯電話の通話・操作、イヤホンの使用等、危険な運転はしない。

⑦ 自転車整備に心がけ、ブレーキには特に注意をする。

イ. 自転車を所定の場所以外に放置しない。

- ウ. 盗難防止のため、かならず施錠する。(ツーロックが望ましい)
- エ. 登録していない自転車の通学は認めない。
- オ. ライトがつくこと。また、反射鏡等がついていること。
- カ. 生徒指導部では、上記項目に関して随時点検する。違反した場合は自転車通学を禁止することもある。
- キ. 万一、交通事故が発生した場合は、ただちに担任、生徒指導部へ連絡する。
- ク. ヘルメットを着用することを推奨する。

6. 旅行

保護者同伴でない旅行に関しては、実施一週間以上前に担任を通して「旅行届」を生徒指導部へ提出する。(JRを利用する場合は学割願も同時に提出)

〈計画にあたって留意すること〉

- (1) 計画に無理がないこと。
- (2) 授業日(出校日を含む)の旅行はしない。
- (3) 旅行は保護者の同意を要する。(友人のみの男女の宿泊を伴う旅行は禁止)

7. その他

- (1) アルバイトは原則禁止
- (2) 自分の所持品は、必ず記名し保管に注意する。
- (3) 不必要な金銭・貴重品や遊戯道具類は持参しない。金銭・貴重品等、特に必要があつて持参する時は、その保管に留意する。
- (4) 校舎は勿論、設備及び備品等の公共物の取り扱いには細心の注意をして取り扱う。
- (5) 設備の破損、備品の紛失等が生じた場合は、その責任を明確にし、必ず生徒指導部へ届け出る。
- (6) 授業時間以外に特別教室又は備品・器具等を使用する際は、あらかじめ関係の先生の許可を受ける。
- (7) 校舎内外における掲示・広告・アンケート・印刷物配付は、事前に生徒指導部に届出て許可を受ける。
- (8) 昼食は定められた時間、場所以外ではしないこと。
- (9) 校舎内外で集会等を開催する場合は事前に生徒指導部に届出て許可を受ける。
- (10) 男女の交際については、高校生としての節度と品格を守ること。
- (11) 車・オートバイについて
 - 「4ない運動」を厳守する。
 - ・免許をとらない。
 - ・車に乗らない。
 - ・車を買わない。
 - ・車に乗せてもらわない。
- (12) 不審者、変質者から被害をうけた時はただちに110番し、学校にも連絡すること。後日、報告書を提出すること。